

亀岡市共同募金委員会 赤い羽根共同募金配分金 助成金交付基準（別紙1）【令和8年度】

【対象団体】（実施要綱第2項）

市内で活動する住民団体、ボランティアグループ、NPO、福祉団体等で、その運営が非営利で、会則・事業計画・予算決算等が整備されている団体等とする。

【事業区分】（実施要綱第3項）

（1）福祉課題の解決に向けた取り組みや、福祉推進のための研修事業

地域住民の防災意識を高める研修や、移送支援や生活に関する研修を開催し福祉課題の解決に取り組む。

（2）亀岡市内の小・中学校、義務教育学校、高等学校が行う福祉教育活動

子ども達や地域住民が、車いす体験や障がい者等と交流を通して理解を深め、多様性を身につける機会を作る。

（3）見守り訪問活動

1人暮らし高齢者や子育て世帯、障がい者等、地域から孤立しがちな方を対象に訪問し、見守るとともに相談や必要に応じて関係機関へつなぐ活動。

（4）居場所づくり活動や地域福祉にかかる交流活動

亀岡市内での高齢者、子育て、障がい者のサロン活動、つどい事業や福祉的なサークル活動。

（5）その他亀岡市共同募金委員会で認められた地域福祉推進事業

上記（1）～（4）に当てはまらない地域福祉推進事業。

【助成金額】（実施要綱第4項）

（1）自治会、住民団体、ボランティアグループ、NPO

助成金額：事業費が3万円未満の場合は満額助成し、事業費が3万円以上6万円未満の場合は3万円の助成とする。また事業費が6万円以上の場合は事業費の2分の1（上限10万円以内）を助成する。

（2）亀岡市内の小中学校、義務教育学校、高等学校

助成金額：上限2万円以内。助成対象は諸謝金、材料費（用紙等）のみとする。

（3）地区社会福祉協議会

助成金額：上限10万円以内。

（4）市内全域を対象とした活動で特に福祉効果が高いと認められた団体

助成金額：上限20万円以内。ただし、特別枠助成申請書の提出が必要。

（5）その他亀岡市共同募金委員会で認められた団体

助成金額：亀岡市共同募金委員会で認められた範囲。

【助成対象経費】（実施要綱第4項）

助成対象経費は、目的を達成するために直接必要な経費とし、以下の通りとします。

費目	内容
諸謝金	講演、研修会等における講師等への謝礼金、交通費等。謝金代わりに菓子折り。
賃借料	会場や備品の賃借料とする。
広報費	行事等のチラシやポスター印刷、チラシ・案内コピー等。
材料費	手作り作品や調理にかかる材料費。※市販の弁当等は対象外とする。 手芸キットや寄せ植え等で参加者が持ち帰る場合は一部個人負担が望ましい。
保険料	ボランティア活動保険、行事保険等の保険代。
入場料	施設見学等の入場料、拝観料。
通信運搬費	切手やハガキなどの郵便料金等。
備品費	活動や事業に必要で日常的に使用する道具。
消耗品費	コピー用紙、交流活動における茶菓子、お茶等。
旅費交通費	移動支援・傾聴活動等を主として継続的に活動している団体は申請可能とする。 運行状況の分かる資料を提出してください。 ※イベント・研修に対するガソリン代は対象外とする。 ※自家用車の場合は運転距離で算定し、1 kmにつき 30 円以下とする。
※事業費には助成の対象となる経費のみを計上してください。	
※いずれの費目も全てレシートが必要になります。（レシートが出ない場合は領収書）	
※謝金代わりに菓子折りは、推奨はしませんが、共同作業所等への協力としてなら可とする。	
※サロンなどの交流活動に必要な茶菓子やお茶等は、「消耗品費」として助成対象とする。	
※茶菓子とは、スーパーで購入できる袋菓子を小分けにして提供する程度とする。	
※お茶等は、お湯を注ぐ・煮だし・水だし等の調理。または小分けにして提供する程度とする。	
※参加賞・景品等は対象外とする。	

【助成金の調整等】（実施要綱第4項、第6項）

- (1) 亀岡市共同募金委員会が特に必要と認める費目については助成対象とする。
- (2) 対象費目であっても亀岡市共同募金委員会の審査により減額になる場合がある。
- (3) 1 団体で 2 事業以上を申請する場合、亀岡市共同募金委員会の審査により減額等になる場合がある。
- (4) 繰越金は減額の対象とする。